

様式第四号

法人名 社会医療法人 三愛会
 所在地 鹿児島市郡元三丁目14番7号

※医療法人整理番号 111111

純資産変動計算書
 (自令和5年1月1日至令和5年12月31日)

(単位:千円)

基金(又は出資金)	積立金				その他有価証券評価差額金	積立金合計	評価・換算差額等	純資産合計
	建物圧縮積立金	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計				
令和4年12月31日残高	—	919,926	▲188,027	731,899	—	—	—	731,899
当期純損失	—	—	—	▲34,380	▲34,380	—	—	▲34,380
会計年度中の変動額合計	—	—	—	▲34,380	▲34,380	—	—	▲34,380
令和5年12月31日残高	—	919,926	▲222,408	697,518	—	—	—	697,518

様式第五号

法人名 社会医療法人 三愛会
 所在地 鹿児島市郡元三丁目14番7号

※医療法人整理番号

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	2,990,354	1,224	—	2,991,578	1,480,916	99,233	1,510,661
	構築物	18,671	2,310	—	20,981	11,595	590	9,386
	医療用機械備品	138,808	3,850	—	142,658	120,099	10,340	22,559
	その他の器械備品	190,493	6,086	13,586	182,993	159,638	16,600	23,355
	車両及び船舶	26,387	—	—	26,387	26,140	246	246
	リース資産	407,027	40,867	—	447,894	314,647	47,198	133,247
	土地	865,674	122,245	—	987,920	—	—	987,920
	計	4,637,416	176,583	13,586	4,800,414	2,113,036	174,209	2,687,377
無形固定資産	営業権	7,700	—	2,200	5,500	—	—	5,500
	ソフトウェア	23,261	4,953	7,703	20,512	—	—	20,512
	その他	874	—	—	874	—	—	874
	計	31,836	4,953	9,903	26,887	—	—	26,887
その他の資産	保険積立金	163,060	—	—	163,060	—	—	163,060
	長期前払費用	3,264	—	858	2,406	—	—	2,406
	その他	10,651	72	301	10,422	—	—	10,422
	計	176,976	72	1,159	175,889	—	—	175,889

注) 土地の当期増加の内容は駐車場用地122,245千円の取得である。

リース資産の当期増加の主な内容はCT診断装置24,387千円及び手術用Cアームイメージングシステム10,936千円の取得である。

様式第六号

法人名 社会医療法人 三愛会
 所在地 鹿児島市郡元三丁目14番7号

※医療法人整理番号

引 当 金 明 細 表

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸 倒 引 当 金	2,604	2,284	—	2,604	2,284
賞 与 引 当 金	20,907	21,207	20,907	—	21,207
退 職 給 付 引 当 金	180,940	21,643	12,843	—	189,741

注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は洗替えによる戻入額である。

様式第七号

法人名 社会医療法人 三愛会
 所在地 鹿児島市郡元三丁目14番7号

※医療法人整理番号

借入金等明細表

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	210,000	238,000	1.25%	—
一年以内に返済予定の長期借入金	125,152	131,656	—	—
一年以内に返済予定の医療機関債	—	—	—	—
長期借入金 (一年以内に返済予定のものを除く。)	1,826,742	1,817,694	1.38%	令和24年1月
医療機関債	300,000	300,000	1.06%	令和8年7月 一括償還
合計	2,461,895	2,487,350	—	—

(注)長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後の5年内における1年ごとの返済予定額の総額

(単位:千円)

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	131,656	131,344	168,711	145,306

様式第八号

法人名 社会医療法人 三愛会
所在地 鹿児島市郡元三丁目14番7号

※医療法人整理番号

有 価 証 券 明 細 表

【債券】

銘柄	券面総額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

【その他】

種類及び銘柄	口数等	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

様式第九の一号

法人名 社会医療法人 三愛会
 所在地 鹿児島市郡元三丁目14番7号

※医療法人整理番号

事業費用明細表

(単位:千円)

区分	本来業務事業費用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合計
	事業費	本部費	計			
材料費	213,018	—	213,018	15,552	—	228,571
給与費	1,439,463	—	1,439,463	368,520	—	1,807,984
委託費	140,202	—	140,202	39,372	—	179,575
経費	368,999	—	368,999	86,224	—	455,224
売上原価	—	—	—	—	—	—
その他の事業費用	—	—	—	—	—	—
計	2,161,684	—	2,161,684	509,670	—	2,671,354

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産

最終仕入原価法を採用している

2 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）は定率法によっている

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法による

② 無形固定資産は定額法によっている

③ リース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、法人税法における貸倒引当金の繰り入れ限度額を回収不能見込額として計上している

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上している

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算し、計上している

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっている

5 担保に供されている資産に関する事項

(1) 担保に供されている資産は以下の通りである。

土 地	968,904 千円
建 物	1,476,270 千円
合 計	2,445,175 千円

(2) 担保している債務の種類及び金額は以下の通りである

借 入 金	2,187,350 千円
医療機関債	300,000 千円

6. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,113,036 千円

(2) 補助金等に重要性がある場合の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額

(主な補助金等の内容)

補助金等の内訳	交付者	交付額	損益計算書上の記載区分
新型コロナウイルス対応医療従事者慰労金交付事業給付金	鹿児島県	8,380千円	事業収益(本来事業)
医療機関等物価高騰対策支援事業給付金	鹿児島県	1,976千円	事業収益(本来事業)
介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業給付金	鹿児島県	1,538千円	事業収益(附帯事業)

独立監査人の監査報告書

令和6年3月22日

社会医療法人三愛会
理事会 御中

松野下剛市公認会計士事務所
鹿児島県鹿児島市

公認会計士 [REDACTED]

松枝公認会計士事務所
鹿児島県鹿児島市

公認会計士 [REDACTED]

監査意見

C 私たちは、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人三愛会の令和5年1月1日から令和5年12月31日までの令和5年会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

C 私たちは、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

C 私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

C その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

C 私たちの計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

C 計算書類の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

C 私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

C その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

C 理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上